

○国債ニ関スル法律ノ適用ヲ受クヘキ国債  
元利金ノ消滅時効計算方ニ関スル件

(明治44年8月14日 往第8748号)  
(大蔵省国債局長から 日本銀行)  
総裁あて

本年4月27日付国債第124号ヲ以テ国債ニ関スル消滅時効計算方ニ付御照会ノ趣了  
承右ハ元利トモ其ノ期日ノ翌日ヨリ起算スヘキ儀ト存候此段及御回答候也

(照会内容)

明治39年法律第34号第9条ノ国債ニ関スル消滅時効計算方ハ民法第140条本文ニ依  
リ元金ニ在リテハ償還期日ノ翌日ヨリ利子ニ在リテハ仕払期日ノ翌日ヨリ計算スヘキ  
モノナルヤ又ハ同条但書ニ依リ償還又ハ仕払期日ノ当日ヨリ起算スヘキモノナルヤ取  
扱上疑義相生シ候間至急何分ノ御回示相煩度此段及御照会候也